

安全管理規程実施細則

(運 航 基 準)

昭和 5 4 年 1 月 1 日

(改正 平成 18 年 10 月 1 日)

(一部改正 平成 25 年 11 月 27 日 港客第 72 号)

(一部改正 平成 27 年 11 月 26 日 港客第 191 号)

(一部改正 令和元年 5 月 23 日 港客第 49 号)

(一部改正 令和 4 年 5 月 23 日 港客第 17 号)

(一部改正 令和 5 年 3 月 16 日 港客第 130 号)

小呂島 ～ 姪浜航路

目 次

第 1 章	目 的	・ ・ ・ ・ ・	1
第 2 章	運航の可否判断	・ ・ ・ ・ ・	1
第 3 章	船舶の航行	・ ・ ・ ・ ・	4

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、小呂島～姪浜航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地付近の気象・海象が次に掲げる条件の一つに達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。ただし、第5条に定める狭視界出入港配置とし、かつ、発航後における基準速力を減じて航行する場合は、視程 300mまで発航できるものとする。

気象・海象 発航地	風 速	波 高	視 程
	13 m/s 以上	1.5 m以上	500 m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風 速 13 m/s 以上	波 高 2.0 m以上
--------------------	------------------

- 3 船長は、発航前において、当該発航地に近接した海域における視程に、関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され、又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

発航地	海域及び視程	発航地に近接した海域	視 程
	小呂島	小呂島栈橋から防波堤外	5 0 0 m 以 下
	姪 浜	姪浜栈橋から防波堤外	

- 4 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

- 2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 高
1 3 m/ s 以上 (船首尾方向の風を除く)	波 高 2 . 0 m 以上

- 3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的地への航行の継続を中止し、反転又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし基準経路の変更により目的地への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。

風 速 1 3 m/ s 以上	波 高 2 . 0 m 以上
-----------------	----------------

- 4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともに、その時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程 5 0 0 m以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定地付近の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。ただし、第5条に定める狭視界出入港配置とし、かつ、入港時における基準速力を減じて航行する場合は、視程 300mまで入港できるものとする。

気象・海象 入港地	風 速	波 高	視 程
	1 3 m/ s 以上	1 . 5 m以上	5 0 0 m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を記録簿及び運航日誌に記録するものとし、運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。なお、大きな状況変化がない場合の運航の可否判断については、適時まとめて記載することができる。

第3章 船舶の航行

(航海配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を決めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置
- (3) 通常航海配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等。）
- (3) 標準運航時刻（起点及び終点並びに主要地点間の所要時間。）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき区間
- (5) 通航船舶、漁港等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (7) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用基準経路の1経路とする。

- 2 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に副運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を副運航管理者に連絡するものとする。
- 3 副運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要に応じて運航管理者に指示を求め、船長に対して必要な助言又は援助を与え、これらを運航管理者へ報告するものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

ニューおろしま

速 力 区 分		速 力	毎分機関回転数
港 内	最 微 速	7. 5ノット	6 2 0 r p m
	微 速	1 4. 6	1, 2 9 7
	半 速	1 8. 5	1, 6 3 4
	全 速	2 5. 1	2, 0 6 0
航 海 速 力		2 1. 5	1, 8 8 0

ゆうなみ

速 力 区 分		速 力	毎分機関回転数
港 内	最 微 速	7. 0ノット	5 4 5 r p m
	微 速	1 4. 0	1, 1 0 0
	半 速	1 8. 0	1, 3 9 0
	全 速	2 5. 0	1, 7 6 0
航 海 速 力		2 2. 0	1, 6 0 0

みどり丸

速 力 区 分		速 力	毎分機関回転数
港 内	最 微 速	6. 3 5ノット	6 0 0 r p m
	微 速	1 2. 0 5	1, 1 8 4
	半 速	1 5. 3 8	1, 4 9 2
	全 速	2 2. 4 6	1, 8 8 0
航 海 速 力		2 0. 2 1	1, 7 8 1

なのつ

速 力 区 分		速 力	毎分機関回転数
港 内	最 微 速	6. 5ノット	5 7 5 r p m
	微 速	1 0. 0	9 0 0
	半 速	1 5. 0	1, 5 0 0
	全 速	2 7. 0	1, 9 7 0
航 海 速 力		2 7. 0	1, 9 7 0

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(連絡方法及び通常連絡等)

第9条 船長と運航管理者及び副運航管理者の連絡は、次の方法による。

区 分	連 絡 先	連絡方法
(1) 通常の場合	客船事務所 (博多・姪浜)	業務無線 携帯電話
(2) 緊急の場合		国際 VHF 無線 業務無線 携帯電話

連絡方法の詳細については別紙（次ページ）通信連絡表のとおりとする。

- 2 船長は、基準経路上の次の（1）の地点を通過したときは、客船事務所姪浜渡船係、又は客船事務所博多渡船係あてに次の（2）の事項を連絡しなければならない
 - (1) 長間礁灯標地点
 - (2) 連絡事項
 - ① 通過地点名
 - ② 通過時刻
 - ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
 - ④ その他入港時刻等運航管理上必要と認める事項
- 3 客船事務所姪浜渡船係（副運航管理者、運航管理補助者）は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港前点検)

第10条 船長は、着栈前の栈橋手前500mを目安とし、入港地の状況に応じた安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。

(基準経路変更の記録)

第11条 船長及び運航管理者は、基準経路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航日誌等に記録するものとする。